

「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「パブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引法	金商法
企業内容等の開示に関する内閣府令	開示府令
財務諸表等の監査証明に関する内閣府令	監査証明府令
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	財務諸表等規則
企業内容等の開示に関する留意事項について	開示ガイドライン
「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」の取扱いに関する留意事項について	監査証明府令ガイドライン
新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ	WG

No	コメントの概要	金融庁の考え方
●開示府令		
▼新規上場時の有価証券届出書に掲げる財務諸表の年数短縮（第二号の四様式）		
1	開示府令改正案第二号の四様式記載上の注意(11)bにおいて、会社計算規則の規定に基づき算出した各数値を記載する場合にのみ、その旨および金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けていない旨を欄外に注記することが定められている。これまで開示されていた数値についても、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けていない場合にはその旨を記載する実務があったと理解しているが、今般の改正は当該実務に影響を与えるものでないことを確認したい。	ご理解のとおりです。
2	開示府令改正案第二号の四様式記載上の注意(11)b(1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、会社計算規則に規定がない項目であるため記載が不要なのか、または会社計算規則に基づき算出した数値を基礎に財務諸表等規則の規定に基づき算出することを求めているとい	潜在株式調整後1株当たり当期純利益について、会社計算規則には定めがないため、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」等に基づき算出した数値を記載する必要があると考えられます。

	うことなのか明確にされたい。	
3	<p>開示府令改正案第二号の四様式記載上の注意(11)bの(q)から(t)については「キャッシュ・フロー計算書を作成していない事業年度については記載を要しない」とされているが、作成されているか否かは、金商法第5条、第7条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第24条第1項もしくは第3項（これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。）または同条第6項（これらの規定のうち法第24条の2第1項において準用する場合およびこの規則を適用することが適当なものとして金融庁長官が指定した法人についてこれらの規定を法第27条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類として作成されているか否かにより判断することで良いか。</p>	<p>金商法に基づく開示書類に記載されているか否かに関わらず、会社が任意にキャッシュ・フロー計算書を作成した場合には、開示する必要があると考えられます。</p>
4	<p>新設された開示府令第二号の四様式の記載上の注意(13)、(14)、(15)、(18)、(19)、(20)において、第二号様式記載上の注意(62)ただし書等における「四半期連結貸借対照表（四半期貸借対照表）や中間連結貸借対照表（中間貸借対照表）を掲げた場合、当該期間に係る各四半期連結損益計算書・中間連結損益計算書等の記載が必要である」旨の規定が存在していない。</p> <p>四半期連結損益計算書等の省略については、WG報告書でも特に提言されておらず、また、「改正の主な内容」にも特に含まれていないため、第二号の四様式において、改正後も四半期連結損益計算書・中間連結損益計算書等の開示は必要であるとの理解でよいか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正致します。</p>
5	<p>開示府令の第二号の四様式の記載上の注意(11)のbで、提出会社の最近5事業年度分の主要な経営指標等について開示を義務付ける案をお示しいただいたことには感謝する。改正案で示された項目を削ることなく、開示を義務付けていただきたい。(q)～(t)のキャッシュ・フローに係る項目については、キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合でも、それに代わる何らかの指標を算出方法を示した上で開示するよう義務付けていただければありがたい。また、新規上場企業の場合は、過去5年分</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

	<p>の経営指標等のうち、財務諸表を掲載していない3年分については、本業の利益を示すという意味で、主要な経営指標等として「営業利益」も開示していただきたい。</p>	
6	<p>主要な経営指標等の推移について、金融商品取引法の開示制度において主となる連結関連情報を最近2連結会計年度の開示へと短縮するのに対し、単体関連情報は、親会社が持株会社の場合や連結財務諸表が指定国際会計基準に準拠して作成される場合なども想定される中で最近5事業年度とすることは、どのような趣旨によるものなのか、確認したい。</p>	<p>新規上場時の有価証券届出書に掲げる財務諸表の年数は、WG報告書の提言に従い、最近5事業年度分から最近2事業年度分へと短縮することとしました。</p> <p>ご指摘の「主要な経営指標等の推移」（以下「ハイライト情報」という。）については、投資者の投資判断上、極めて重要な情報とされている事項が記載されていることを踏まえ、単体のハイライト情報については、最近5事業年度に係る情報を開示することとしております。</p> <p>なお、株式会社である以上、会社設立後5事業年度を超えて存続している会社であれば、最近5事業年度に係る会社法上の計算書類が既に作成されているものと考えられることから、最近2事業年度より前の事業年度に係るハイライト情報については、会社法計算規則の規定に基づき算出した数値を記載できることとし、新規上場企業の負担軽減にも配慮しています。</p>
7	<p>開示府令第二号の四様式記載上の注意(11)bでは、単体について最近5事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度)としている。しかし、WG報告書第2章1.(1)は、単に「過去2事業年度分の財務諸表のみの記載とするよう見直すことが適当である」としており、期間の短縮を連結に限定していない。したがって、単体についても、最近2事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては4事業年度)とするべき。</p>	
8	<p>アナリストへのヒアリング等を踏まえると、2年の財務諸表では十分な分析は困難であり、5年程度は必要。新規上場企業には、改正後の有価証券届出書で記載が求められる2年分の財務諸表より前の3年分については、当該企業が既に作成済みの会社法上の計算書類を、ウェブサイトその他、アナリストや投資者が容易にアクセスできるような形で開示することを推奨していただきたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
9	<p>特別情報を削除し、記載する財務諸表を5期分から2期分に変更する案に賛同する。実質的に投資者に提供すべき情報、かつ、投資者が投資を判断する情報として3期前から5期前の3年分は古すぎるために参考情報以下であるのが現状であり、早々にこの改正案を実施し、本質的な情報開示に注力できる基礎を整備すべき。</p>	
<p>▼非上場のIFRS適用会社が初めて提出する有価証券届出書に掲げる連結財務諸表の年数(第二号様式、第二号の四様式、第四号様式)</p>		
1	<p>非開示会社が初めて有価証券届出書を提出す</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正致します。</p>

	る場合に、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成するときは、日本基準による要約連結財務諸表を記載する必要性は低いと考えられる。このため、第二号様式記載上の注意(30)dの適用を免除していただきたい。	
2	指定国際会計基準に準拠する場合、IFRS、IASの規定を踏まえ、1組の連結財務諸表、1組の四半期連結財務諸表の順に、注記も含めそれぞれが一体で開示されるよう、開示府令第二号様式の記載上の注意(60)を改正することをご検討いただきたい。	貴重なご意見として承ります。
▼その他		
1	開示府令第19条第2項第19号の改正案について、例えば、平成28年7月に提出する場合、同号に規定する「最近5連結会計年度に係る連結財務諸表における当期純利益の平均額」という文言の解釈については、以下のどちらを考えればよいか。 ・平成24年3月期から平成26年3月期の「当期純利益」及び平成27年3月期から平成28年3月期の「親会社に帰属する当期純利益」の合計5年間 ・平成27年3月期から平成28年3月期の「親会社に帰属する当期純利益」の2年間	平成27年4月1日以後に開始する期から親会社株主に帰属する当期純利益とすることとし、それ以前に開始する期については、なお当期純利益として取り扱うこととしています。従って、ご指摘の平成28年7月に提出する場合には、最近5連結会計年度に係る連結財務諸表における親会社株主に帰属する当期純利益に関して、平成28年3月期に係る連結財務諸表については、親会社株主に帰属する当期純利益を基準とし、それ以前の期に係る連結財務諸表については、当期純利益を基準として、臨時報告書の提出事由を判断することと考えられます。
2	第三号様式記載上の注意(5)cの規定に従い、会社計算規則の規定に基づき算出した各数値を記載する場合、欄外注記が求められているのは、「その旨」のみであり、「法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けていない旨」については、欄外注記が求められていないという理解でよいか。	ご指摘を踏まえ、第三号様式についても「法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けていない旨」の欄外注記を行う旨の修正を致します。
●監査証明府令		
▼比較情報に係る意見表明の方法(第四条第二項)		
1	非上場会社が初めて提出する有価証券届出書にIFRSに準拠して作成した連結財務諸表を掲げる場合、最近連結会計年度分のみの記載で足りる旨の改正を行うことについて、期首残高の監査は必要か。	今回の改正は、指定国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成している会社が、初めて有価証券届出書を提出する場合には、監査報告書に比較情報についての監査意見が記載されている場合限り、最近連結会計年度分のみの連結財務諸表を掲げれば足りる旨の内容となっています。 なお、比較情報の監査証明を出すための当然の前提として、公認会計士による初年度期首残高に

		対する監査は行われるものと理解しております。
2	<p>本改正案を次の理由から支持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本改正案は、非上場のIFRS適用会社が初めて提出する有価証券届出書に掲げる連結財務諸表の年数を日本基準適用会社と一致させるものであり、改正前において存在していた負担の不均衡を除去するものである。 	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
3	<p>指定国際会計基準に準拠して作成した連結財務諸表においては、日本における比較情報の開示と異なる情報が比較情報として含まれる場合があります、それらの情報は、前連結会計年度に関する事項というよりも、当連結会計年度に関する事項という性格をも有するものである。</p> <p>従って、用語を次のように変更するなどして、要請の明瞭性を向上させていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・比較情報（連結財務諸表第八条の三に規定する比較情報に相当するものをいう。） →比較情報（指定国際会計基準において、当連結会計年度に係る連結財務諸表の一部を構成する情報として含めることが求められる前連結会計年度などに関する事項をいう。） ・連結会計年度の前連結会計年度に関する事項 →当該比較情報に関する事項 	<p>ご指摘の点については、本改正案の文言で既に明確であると考えております。</p>
4	<p>今般の改正案によって、監査証明府令第4条第2項の規定に基づき「比較情報に関する事項を記載する場合」には、「前連結会計年度に関する事項を含めて記載するものとする」こととされたため、比較財務諸表方式で監査意見を表明することとなると考えられるが、そのことが監査証明府令（同ガイドライン含む。）等においてより明確となるよう手当されたい。</p>	<p>ご指摘の点については、監査証明府令において監査基準委員会報告書（以下「監査実務指針」とします。）710の定義を導入すべきであるというご意見であると理解しております。法令と監査実務指針ではその目的・役割が異なるため、必ずしも監査実務指針の定義を内閣府令において取り入れることまでは必要ないと考えています。ただし、監査証明府令第4条第2項に基づき監査報告書に比較情報に関する事項を記載する場合には、監査基準委員会報告書710に定める比較財務諸表方式の監査手続が行われるものと考えられます。</p>
5	<p>今般の改正に合わせて、日本基準に準拠して連結財務諸表を作成する場合についても比較情報を含む最近連結会計年度分のみの記載で足りることとし、当該連結財務諸表に対して監査証明府令改正案第4条第2項の規定に基づく監査報告書の発行が認められるよう検討してはどうか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

●開示ガイドライン		
1	<p>開示ガイドライン5-36の取扱いは、新規上場時の有価証券届出書の提出後に提出する第三号様式による有価証券報告書における主要な経営指標等の推移を記載するにあたって、準用されるという理解でよいか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、第三号様式においても準用されることが明確となるよう、開示ガイドラインを修正致します。</p>
2	<p>開示ガイドライン5-36に規定する「1つの表として記載するのではなく、区分した上で、これらを並べた表を記載」について、具体的に横に並べる方法と縦に並べる方法の2つが考えられるが、どちらの方法も認められるという認識で問題ないか。</p>	<p>「主要な経営指標等の推移」の表の並べ方について特段の規定はしていませんが、横に並べて記載した場合でも、「区分した上で、これらを並べた表を記載」したことに該当すると思います。</p>